

# 玉川村地域防災計画

## 【計画編】

平成 25 年 3 月

玉川村防災会議



# 目次

## 第1編 総則

第1章 序論	3
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第2節 基本方針と活動目標	5
第2章 村の概況と災害要因の変化	10
第1節 村の概況	10
第2節 村における社会的災害要因の変化	14
第3章 調査研究推進体制の充実	17
第1節 地震・津波被害想定調査	17
第2節 村による調査研究体制	23
第4章 防災関係機関の責任及び業務の大綱	24
第1節 防災関係機関の実施責任	24
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	25

## 第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画	35
第1節 防災組織の整備・充実	35
第2節 防災情報通信網の整備	39
第3節 災害別予防対策	42
第4節 火災予防対策	54
第5節 建造物及び文化財災害予防対策	57
第6節 電力、ガス施設災害予防対策	58
第7節 緊急輸送路等の指定	60
第8節 避難対策	61
第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	65
第10節 食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備	67
第11節 災害時相互応援協定の締結	70
第12節 防災教育	72
第13節 防災訓練	75
第14節 自主防災組織の整備	78
第15節 災害時要援護者予防対策	81
第16節 ボランティアとの連携	84
第17節 危険物施設等災害予防対策	86

<b>第2章 災害応急対策計画</b> .....	<b>90</b>
第1節 災害対策本部体制 .....	90
第2節 職員の動員配備 .....	98
第3節 災害情報の収集伝達 .....	104
第4節 通信の確保 .....	119
第5節 相互応援協力 .....	122
第6節 災害広報 .....	125
第7節 消防計画 .....	127
第8節 水防計画 .....	131
第9節 救助・救急 .....	133
第10節 自衛隊災害派遣 .....	135
第11節 避難 .....	139
第12節 医療（助産）救護 .....	149
第13節 緊急輸送対策 .....	152
第14節 警備活動及び交通規制措置 .....	154
第15節 防疫及び保健衛生 .....	158
第16節 廃棄物処理対策 .....	161
第17節 救援対策 .....	164
第18節 被災地の応急対策 .....	167
第19節 死者の捜索、遺体の処理等 .....	173
第20節 生活関連施設の応急対策 .....	176
第21節 文教対策 .....	185
第22節 災害時要援護者対策 .....	189
第23節 ボランティアとの連携 .....	192
第24節 危険物施設等災害応急対策 .....	194
第25節 災害救助法の適用等 .....	199
第26節 雪害応急対策 .....	203
<b>第3章 災害復旧計画</b> .....	<b>206</b>
第1節 施設の復旧対策 .....	206
第2節 被災地の生活安定 .....	210
<b>第3編 震災対策編</b>	
<b>第1章 災害予防計画</b> .....	<b>219</b>
第1節 防災組織の整備・充実 .....	219
第2節 防災情報通信網の整備 .....	220
第3節 市街地の防災対策 .....	222
第4節 上水道、下水処理施設災害予防対策 .....	227
第5節 電力、ガス施設災害予防対策 .....	229

第6節	鉄道施設災害予防対策	231
第7節	電気通信施設等災害予防対策	233
第8節	道路及び橋りょう等災害予防対策	235
第9節	河川等災害予防対策	237
第10節	地盤災害等予防対策	238
第11節	火災予防対策	242
第12節	積雪・寒冷対策	243
第13節	緊急輸送路等の指定	245
第14節	避難対策	246
第15節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	247
第16節	食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備	248
第17節	災害時相互応援協定の締結	249
第18節	防災教育	250
第19節	防災訓練	251
第20節	自主防災組織の整備	252
第21節	災害時要援護者予防対策	254
第22節	危険物施設等災害予防対策	255
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>259</b>
第1節	災害対策本部体制	259
第2節	職員の動員配備	267
第3節	地震情報の収集伝達	272
第4節	通信の確保	283
第5節	相互応援協力	284
第6節	災害広報	285
第7節	消防計画	286
第8節	救助・救急	289
第9節	自衛隊災害派遣	292
第10節	避難	293
第11節	医療（助産）救護	303
第12節	道路の確保（道路障害物除去等）	304
第13節	緊急輸送対策	305
第14節	警備活動及び交通規制措置	306
第15節	防疫及び保健衛生	307
第16節	廃棄物処理対策	308
第17節	救援対策	310
第18節	被災地の応急対策	311
第19節	死者の捜索、遺体の処理等	312
第20節	生活関連施設の応急対策	313
第21節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	325

第 22 節	文教対策	328
第 23 節	災害時要援護者対策	329
第 24 節	ボランティアとの連携	330
第 25 節	危険物施設等災害応急対策	331
第 26 節	災害救助法の適用等	332
<b>第 3 章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>333</b>
第 1 節	施設の復旧対策	333
第 2 節	被災地の生活安定	334
<b>第 4 編 事故対策編</b>		
<b>第 1 章</b>	<b>航空災害対策計画</b>	<b>337</b>
第 1 節	航空災害予防対策計画	337
第 2 節	航空災害応急対策計画	339
第 3 節	航空災害復旧対策計画	342
<b>第 2 章</b>	<b>鉄道災害対策計画</b>	<b>343</b>
第 1 節	鉄道災害予防対策	343
第 2 節	鉄道災害応急対策計画	345
第 3 節	鉄道災害復旧対策計画	347
<b>第 3 章</b>	<b>道路災害対策計画</b>	<b>348</b>
第 1 節	道路災害予防対策計画	348
第 2 節	道路災害応急対策計画	350
第 3 節	道路災害復旧対策計画	353
<b>第 4 章</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	<b>354</b>
第 1 節	危険物災害予防対策計画	354
第 2 節	危険物等災害応急対策計画	357
第 3 節	危険物等災害復旧対策計画	360
<b>第 5 章</b>	<b>林野火災対策計画</b>	<b>361</b>
第 1 節	林野火災予防対策計画	361
第 2 節	林野火災応急対策計画	364
第 3 節	林野火災復旧対策計画	367
<b>第 6 章</b>	<b>原子力災害対策計画</b>	<b>368</b>
第 1 節	原子力災害予防対策計画	368
第 2 節	原子力災害応急対策計画	372
第 3 節	原子力災害復旧対策計画	374

# 第 1 編 総則





# 第1章 序論

## 第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

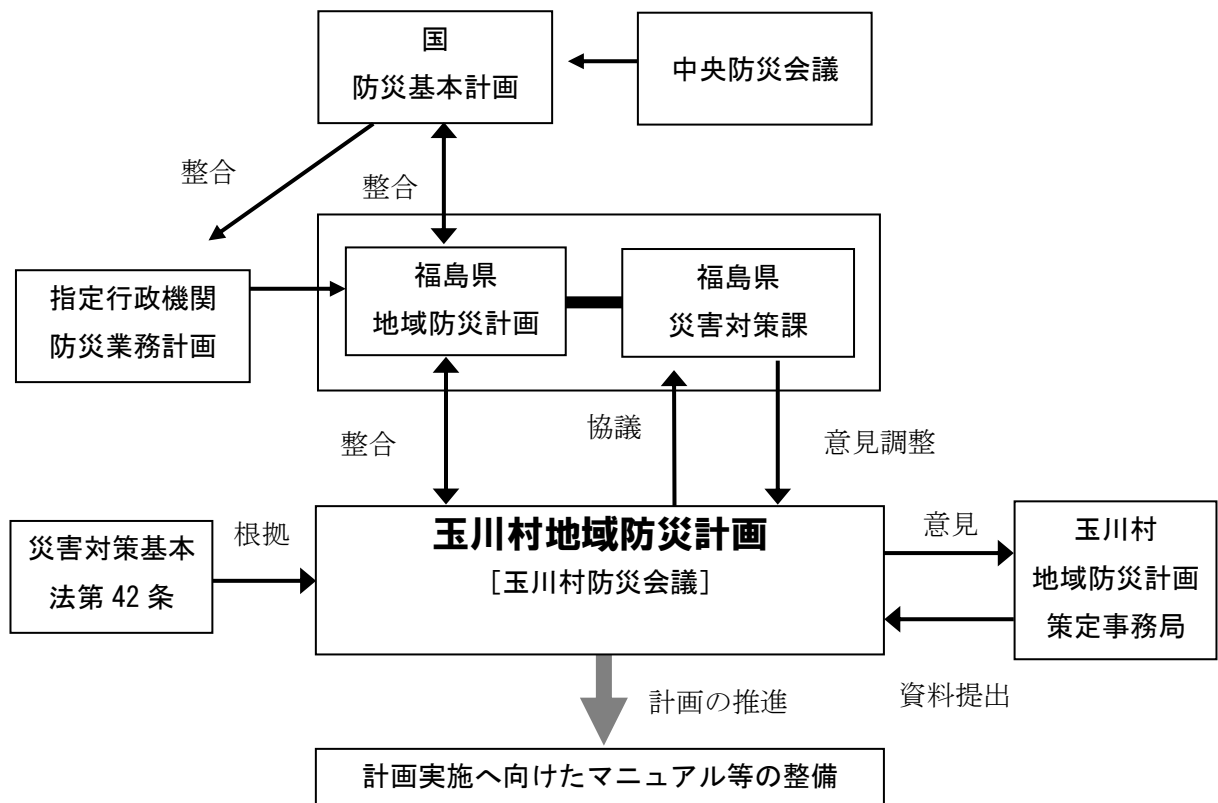
### 第1 計画の目的

この計画は、村内の災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、玉川村防災会議が作成する玉川村地域防災計画（以下「村防災計画」という。）として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した村の地域に関する計画である。

村、県、国における防災会議と防災計画の位置づけ



### 第3 計画の構成

村防災計画は、次の各編で構成する。

1	総 則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。
2	一般災害対策編	風水害、雪害等の対策について定めるとともに、村防災計画の基本となる編として位置づけ、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画について定める。
3	震災対策編	一般災害対策編を基本とし、ここでは、特に震災対策について定める。
4	事故対策編	一般災害対策編を基本とし、ここでは、特に航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災及び原子力災害の対策について定める。
5	資料編	各編に関連する各種資料を掲載する。

### 第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、村防災計画の修正にあたっては、県防災計画を参考として修正する。

### 第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、村の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

### 第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

#### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

#### 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

## 第2節 基本方針と活動目標

### 第1 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

#### 1 地域自立型防災対策の推進

##### (1) 自立的防災空間の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、災害に強いむらづくりを進める上で、村の地域特性を活かし、生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図る。

##### (2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。

また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」を目指す。

#### 2 広域連携による災害対応力の強化

村の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村との相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努める。

#### 3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定され、発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身

につけておくことが必要であり、これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、村、県、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらに、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

#### 4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災むらづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないため、防災担当部局のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

#### 5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたむらづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。村のそれぞれの機関、各課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、村防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災むらづくり」を実施していくことが重要である。防災むらづくりは、すべての人にとって快適で安全なむらづくりにも通じるものである。各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

#### 6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

#### 7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、村では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める住民運動を展開するとともに、住民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、村、住民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進する。

また、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、ハザードマップ等により事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止や迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していく。

## 8 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、第3章 第1節に掲げる「地震・津波被害想定調査」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受け入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

## 9 原子力防災対策の特殊性への対応

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

このため、本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及等、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるよう所要の措置を定める。

なお、原子力災害対策に係る村防災計画の作成又は修正に際しては、原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

## 第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害等については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要となる。

また、震災を含め被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

1 一般災害対策

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害直前活動</li> <li>・ 気象情報、警報等の伝達</li> <li>・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初動体制の確立</li> <li>・ 対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・ 対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・ 被災情報の収集・解析・対応</li> <li>■生命・安全の確保</li> <li>・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行</li> <li>・ 給食、給水の実施</li> <li>・ 道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定</li> <li>・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復</li> <li>・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul>
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の回復</li> <li>・ 被災者のケア</li> <li>・ ガレキ等の撤去</li> <li>・ 環境の回復</li> <li>・ 生活の再建</li> </ul>
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の再建・強化</li> <li>・ 教訓の整理</li> <li>・ 村復興計画の推進</li> <li>・ 各種機能の回復・強化</li> </ul>

2 震災対策

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初動体制の確立</li> <li>・対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> </ul>
直後 ～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>■生命・安全の確保（瞬時の対応）</li> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等</li> <li>・広域的な応援活動の要請</li> </ul>
1日目 ～3日目	緊急時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生命・安全の確保（72時間以内の対応）</li> <li>・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策</li> <li>・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行</li> <li>・道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・危険物等の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策</li> </ul>
4日目 ～1週間	応急 対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定（最低限の生活環境）</li> <li>・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> </ul>
1週間 ～1ヶ月	応急 対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定（日常活動環境）</li> <li>・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復</li> <li>・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul>
1ヶ月 ～数ヶ月	復旧 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の回復</li> <li>・被災者のケア</li> <li>・ガレキ等の撤去</li> <li>・環境の回復</li> <li>・生活の再建</li> </ul>
数ヶ月以降	復興 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の再建・強化</li> <li>・教訓の整理</li> <li>・村復興計画の推進</li> <li>・各種機能の回復・強化</li> </ul>

# 第2章 村の概況と災害要因の変化

## 第1節 村の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置及び面積

本村は、福島県石川郡の西北部に位置し、東経140度23分30秒から140度31分24秒、北緯37度11分36秒から37度15分09秒の地域にあり、東は平田村、南は石川町、西は西白河郡矢吹町と岩瀬郡鏡石町、北は須賀川市に接している。

面積は、46.56km<sup>2</sup>を有し、東西に11.3km、南北に9.2kmである。

#### 2 地勢、地質

本村の地勢は、山間地帯と平坦部の半々よりなり、東部地区と西部地区に大別される。東部地区は、阿武隈山系の西斜面に位置し、総体的に起伏が多く、丘陵が波状的につらなる山間地帯である。地質は花南岩を母体としたもので、母岩の分解による砂壤土が大部分である。

西部地区は、東部に比して比較的平坦な地形であり、地質は河川沖積層地帯で地力が高いが、標高が高くなるにつれて、古期または新潮花崗岩を生成母岩とした砂質壤土が大部分である。

#### 3 気象

本村の標高は最低240m、最高680mであって、その標高差は440mほどであり、阿武隈山系特有の起伏の多い地形にあるため、標高別の気象条件の変異はかなり大きい。

また、気温の年較差及び日較差は比較的大きいが、無霜期間が短く、年によっては早冷が懸念され、さらに干ばつによる被害など気象的な制約が多い地域である。

なお、平成24年の平均気温は11.2℃、降水量は979.5mmなどとなっており、東北地方としては、積雪も少なく比較的温暖である。

年	降水量 (mm)		気温 (°C)					風向・風速 (m/s)		
	合計	日最大	平均			最高	最低	最大		
			日平均	日最高	日最低			風速	風速	風向
平成21年	1122.5	79.0	11.8	16.4	7.6	32.3	-7.0	3.4	15.1	北
平成22年	1505	81.0	12.0	16.7	7.8	33.6	-9.7	3.2	15.4	北北西
平成23年	1103.5	200.5	11.5	16.4	7.2	34.9	-8.0	3.3	15.0	北北西
平成24年	979.5	47.0	11.2	16.0	7.1	34.1	-10.1	3.4	15.9	南

(気象庁 気象統計情報 地点：福島県 玉川)



## 第2 社会的条件

### 1 沿革

玉川村は、明治22年市町村制度実施により、川辺・蒜生・小高・中・岩法寺・竜崎の各村が合併して泉村、南須釜・北須釜・吉・山小屋・山新田・四辻新田の各村が合併し須釜村となった。

さらに、昭和30年3月に、町村合併促進法に基づき、泉村と須釜村の2村が合併し、現在の「玉川村」が誕生し、今日に至っている。

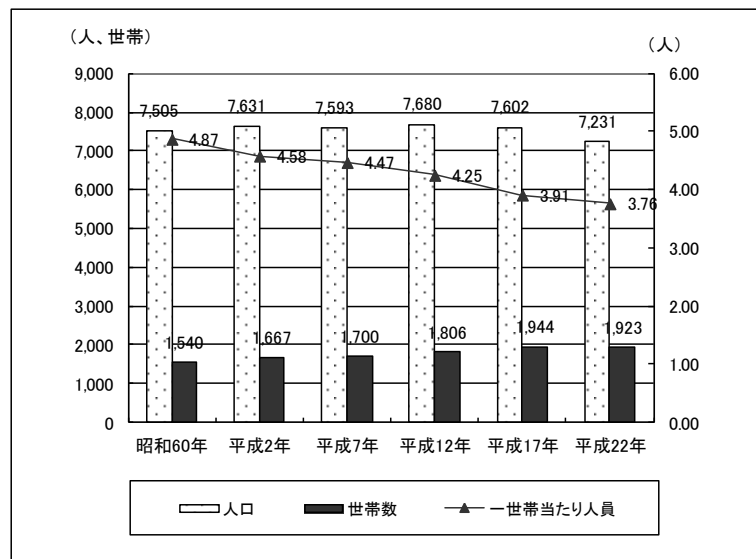
### 2 人口

#### (1) 人口の推移

玉川村の平成22年10月1日現在の人口は7,231人で、平成2年以降減少傾向にあり、特に平成17年から22年にかけては371人減とこれまでで最も多く減少している。

また、平成22年10月1日現在の世帯数は1,923世帯で、核家族化の進行により増加傾向にあるが、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、昭和60年の4.87人に比べ平成22年は3.76人と大きく減少している。

人口、世帯数の推移



(人・世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	7,505	7,631	7,593	7,680	7,602	7,231
世帯数	1,540	1,667	1,700	1,806	1,944	1,923
一世帯あたり人員	4.87	4.58	4.47	4.25	3.91	3.76

(資料：平成22年度国勢調査)

(2) 年齢構成の推移

玉川村の平成22年現在の年齢構成をみると、年少人口(0～14歳)は14.3%、生産年齢人口(15～64歳)は62.2%、老年人口(65歳以上)は23.4%となっており、県平均に比べると低い割合で推移しているものの、年々上昇しており、今後も高齢化率の上昇は続くものと予想される。

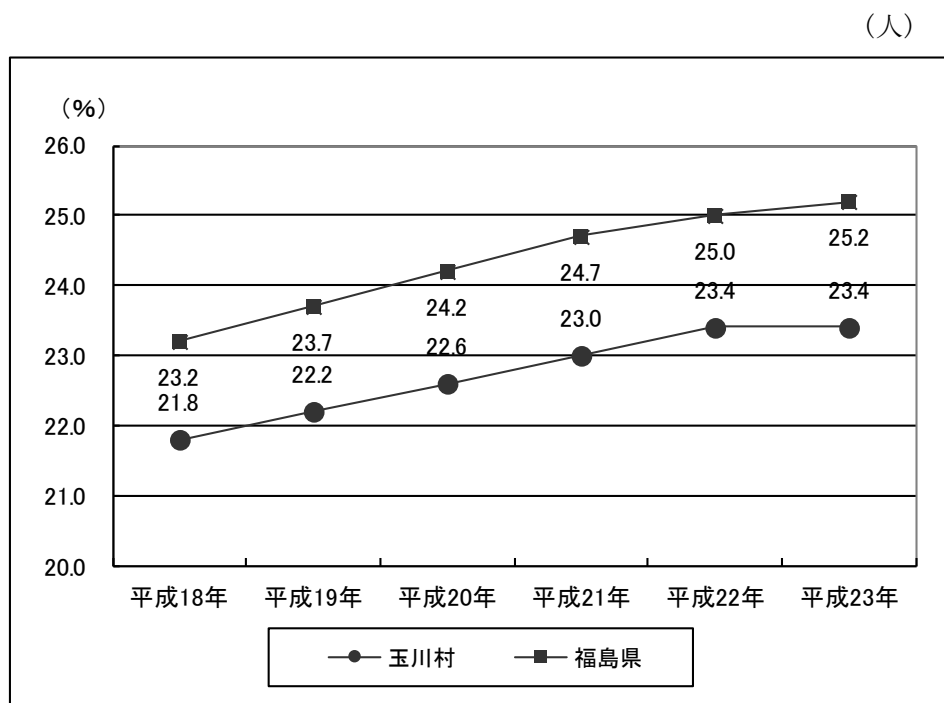
玉川村の年齢3区分別人口の推移

(人)

	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳	1,036	1,184	1,036
15～64歳	4,861	4,787	4,500
65歳以上	1,306	1,631	1,695
合計	7,203	7,602	7,231

(資料：平成22年度国勢調査)

玉川村と福島県の高齢化率の推移



(資料：平成22年度国勢調査)

(3) 世帯構成

玉川村の全世帯数に対する核家族世帯の占める割合は44.9%で、全世帯数の4割台半ばが核家族となっている。高齢者夫婦のみ世帯の割合は5.9%、65歳以上の高齢単身世帯の割合は4.3%に達している。

核家族世帯数、65歳以上親族のいる世帯数等（平成22年）

(世帯)

	総世帯数	核家族世帯	高齢者夫婦のみ世帯数	65歳以上の単身世帯数
玉川村	1,923	864 (44.9%)	114 (5.9%)	82 (4.3%)
福島県	113,074	62,492 (55.3%)	11,434 (10.1%)	9,250 (8.2%)

(資料：平成22年度国勢調査)

3 土地利用

本村の土地利用については、林野面積が2,147haと総土地面積の46.1%を占めている。その他、田耕地面積が610ha、畑耕地面積が394haなど、森林、農用地が土地利用上高い比率を占めている。

4 交通

(1) 道路

道路は、茨城県水戸市から会津若松市を結ぶ国道118号線が整備されているほか、あぶくま高原道路が開通し、地域住民の生活道路はもとより、福島県内外からの観光ルート、さらには、陸と空の物流拠点をつなぐ路線として機能している。

(2) 鉄道

本村西側を水郡線が縦貫し、川辺沖、泉郷の2つの駅が設置されており、住民の足として活用されている。

(3) 空港

福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港し、平成12年には滑走路長2,500mへ拡張され、全面供用を開始した。

現在、福島県はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

## 第2節 村における社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

### 第1 高齢化の進行等

都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、福島県では都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴った農山村部の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率（65歳以上人口が全人口に占める割合）が15%程度であるのに対して、農村部では20～30%となっている。このため、森林、農用地が多くを占めている本村においては、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

本村の平成22年度の65歳以上人口は3,195人で、そのうちの要介護認定者数は245人、認定率は7.7%となっている。また、介護保険サービス受給者数は202人で、受給率は82.4%である。なお、介護度別の要介護認定者数の推移は、下表に示すとおりである。

さらに、国際化に伴う外国人の増大や高齢者の増加等、いわゆる災害時要援護者の増大についても配慮する必要がある。

#### 玉川村の要介護認定者数、介護サービス受給者数

(人)

65歳以上人	要介護認定状況		介護サービス受給状況	
	要介護認定者数	認定率	介護サービス受給者数	受給率
3,195	245	7.7%	202	82.4%

(資料：玉川村介護保険事業計画 ※平成23年4月1日現在)

#### 介護度別認定者数の推移

(人)

	平成21年	平成22年	平成22年	平成24年
要支援1	25	30	28	30
要支援2	40	37	35	45
要介護1	34	40	48	47
要介護2	26	35	35	48
要介護3	41	27	28	34
要介護4	28	34	31	30
要介護5	43	52	47	51
計	237	255	252	285

(資料：介護保険事業状況報告 ※各年5月末日)

## 第2 夜間と昼間時の人口分の変化

通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布に変化がでてきており、昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。

本村では大都市圏ほどは昼夜間人口格差が大きくないものの、部分的にはその格差の大きな地域も存在し、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

平成22年度の玉川村の昼間人口は7,006人で、総人口より225人少なくなっている。

また、平成22年現在の玉川村に常住する就業者・通学者数は3,916人で、そのうち村外への通勤・通学者は1,971人となっており、流出先市町村をみると、須賀川市、郡山市、石川町が高い割合を占めている。

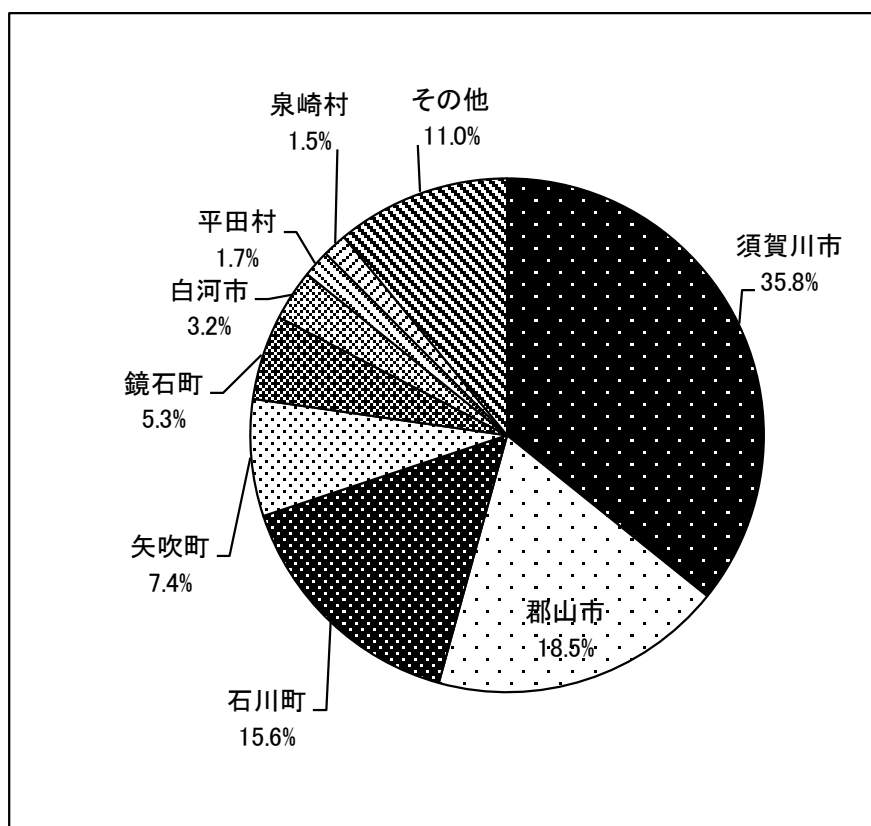
玉川村の昼間人口と夜間人口 (平成22年度)

(人)

総人口(夜間人口)	昼間人口	昼間人口と夜間人口の差
7,231	7,006	225

(資料：平成22年度国勢調査)

村外への通勤・通学状況(平成22年度)



(人)

玉川村に常住する就業者・通学者	3,916
玉川村内の就業者・通学者	1,915
他市町村での就業者・通学者	1,971
須賀川市	705
郡山市	365
石川町	308
矢吹町	145
鏡石町	105
白河市	63
平田村	34
泉崎村	30
その他	216

(資料：平成22年度国勢調査 ※就業者・通学者は15歳以上)

### 第3 生活様式の変化

人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、2次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

### 第4 コミュニティ意識の低下

本村においては、他地域と比べて低下の度合は小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

本村における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

## 第3章 調査研究推進体制の充実

### 第1節 地震・津波被害想定調査

#### 第1 地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

##### 1 直下の地震

###### (1) 活断層分布特性

直下の地震とは、内陸部の断層の破壊によって発生する地震で、県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものと注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M=6.0）が発生したといわれている。

###### (2) 県内における地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方）M=6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡）M=5.5～6.0

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130戸壊れ、大小破300余、死若干。

## 2 海洋型地震

### (1) 福島県沖における地震発生特性

海洋型地震は、プレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

### (2) 県内における地震発生履歴

#### ア 1677年(延宝5年)11月(磐城地方) $M \approx 8.0$

磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000 余戸が流出し、80 余名が溺死した。

#### イ 1696年(元禄9年)6月(磐城地方) 強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450 名が死亡した。

#### ウ 1793年(寛政5年)2月(陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖) $M=8.0 \sim$

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

#### エ 1938年(昭和13年)5月 塩屋崎沖地震 $M=7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

#### オ 1938年(昭和13年)11月 福島県東方沖地震 $M=7.5$

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日に $M=7.3$ 、翌日に $M=7.4$ の強い余震を観測している。

#### カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 $M=7.5$

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

#### キ 1978年(昭和53年)6月 宮城県沖地震 $M=7.4$

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。

#### ク 2005年(平成17年)8月 宮城県沖の地震 $M=7.2$

16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

#### ケ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) $M_w=9.0$

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿



岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり)

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

### 3 東日本大震災

#### (1) 地震の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて2,800名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生する可能性が指摘されている。

#### (2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

#### 東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源	三陸沖(震源の深さ24km)	
規模	マグニチュード9.0	
県内の観測震度	震度6強:白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱:玉川村、福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強:大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町	
津波規模	計測値:相馬港9.3m以上※、小名浜港3.3m (※検潮所が被害にあっており、実際の波高はそれ以上と推定される)	
人的被害 (死者は震災関連死を含む)	死者:2,972名 行方不明者:5名	重傷者:20名 軽傷者:162名
建物被害 (警戒区域指定自治体においては未集計)	住家全壊:20,963棟 住家半壊:70,465棟 住家一部損壊:161,901棟	住家床上浸水:1,061棟 住家床下浸水:338棟 公共建物被害:1,116棟 その他建物被害:27,140棟
消防職員出動延べ人数	消防職員:12,716人 消防団員:34,766人	

(平成24年9月28日現在)

## 第2 地震・津波被害の想定

### 1 県による地震・津波被害想定調査及び津波浸水想定区域図等調査

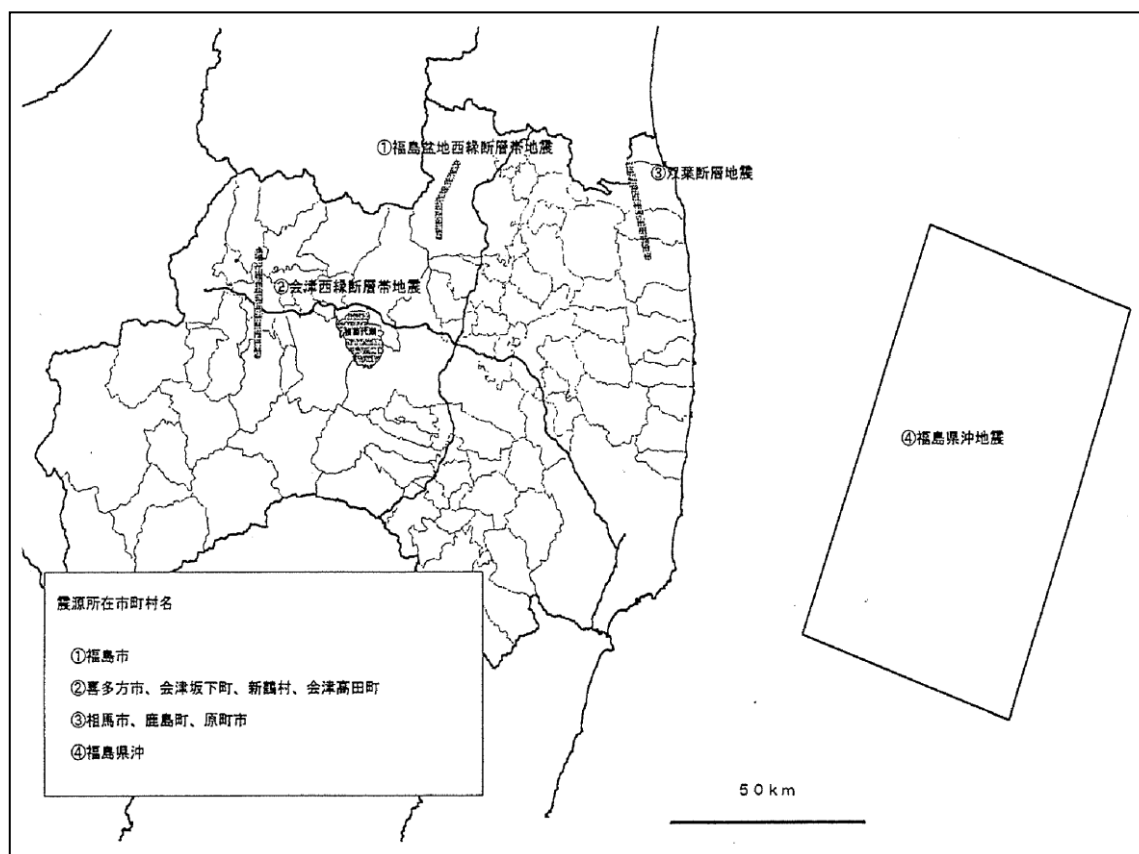
地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、県では、平成7年度から3カ年を通じて「地震・津波被害想定調査」及び平成18年度から2カ年を通じて「福島県津波浸水想定区域図等調査」を行っている。

本村においてもこの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、震災対策を行う。

### 2 想定地震の設定

県では、以下4つの想定地震について、調査結果を公表している。

地震名		マグニチュード	震源深さ等	本村の震度
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4～5弱
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4
海洋部	④ 福島県沖を震源とする地震	M=7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km	5弱



定量被害想定結果の概要

被害想定分野		被害想定結果				
		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km	
地震動(1kmメッシュ数)		6強:約290メッシュ 6弱:約1,160メッシュ 5強:約1,860メッシュ	6強:約300メッシュ 6弱:約2,010メッシュ 5強:約1,900メッシュ	6強:約310メッシュ 6弱:約760メッシュ 5強:約1,370メッシュ	6強:0 6弱:約540メッシュ 5強:約2,090メッシュ	
液化化危険度		極めて高い:21メッシュ	極めて高い:139メッシュ	極めて高い:91メッシュ	極めて高い:87メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A:997メッシュ	危険度A:1,346メッシュ	危険度A:586メッシュ	危険度A:331メッシュ	
津波被害想定		① 福島県沖低角断層(地震被害想定福島県沖地震のモデル)注 ・概ね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層 注 ・概ね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。				
建物被害		木造大破棟:11,306棟 非木造倒壊棟:497棟	木造大破棟:11,031棟 非木造倒壊棟:342棟	木造大破棟:7,723棟 非木造倒壊棟:217棟	木造大破棟:4,733棟 非木造倒壊棟:158棟	
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数:最大99火点 消失棟数:1,604棟	出火数:最大97火点 消失棟数:863棟	出火数:最大64火点 消失棟数:898棟	出火の可能性は低い	
人的被害		死者(夜間):840人 死者(昼間):327人 負傷(夜間):4,324人 負傷(昼間):4,343人 避難者:51,621人	死者(夜間):749人 死者(昼間):278人 負傷(夜間):4,604人 負傷(昼間):4,476人 避難者:38,366人	死者(夜間):553人 死者(昼間):203人 負傷(夜間):2,908人 負傷(昼間):2,948人 避難者:28,599人	死者(夜間):346人 死者(昼間):131人 負傷(夜間):1,632人 負傷(昼間):1,661人 避難者:35,798人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数 ( )は支障対象の本数	約1,000本 (410本)	約2,500本 (1,000本)	約3,100本 (1,220本)	約3,700本 (1,460本)
		架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
		低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
	電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
		架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
支障回線数		約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線	
道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線:20 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:17	
鉄道被災区間		JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

【注】福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向（断層線（地表面と断層面との交線）の方向を真北から時計回りに測定したもの）と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。

この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。

### 3 被害想定

本計画では、県が実施した想定地震のうち、本村全域の震度が最も強くなる福島県沖を震源とする地震を中心に本村における被害を想定する。

#### (1) 地震被害

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でM=7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、本村においても震度5弱程度になることが想定される。

また、県内全域で見ると、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者をはじめ、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

#### (2) 津波被害

福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっているほか、本村は内陸部に位置しているため、津波による被害はほとんどないと考えられる。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられ、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もあることに注意する必要がある。

## 第2節 村による調査研究体制

### 第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

#### 1 一般災害への対応

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

#### 2 震災への対応

県で実施した被害想定は、福島県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。

村は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。村における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため、村は、県の被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントを実施し、震災対策の立案に活用するとともに、村における震災対策の検討及び住民の防災意識の向上への活用を図る。

### 第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

村は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

### 第3 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末の豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街かど防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりする等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

## 第4章 防災関係機関の責任及び業務の大綱

### 第1節 防災関係機関の実施責任

#### 第1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 第2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 村

#### 玉川村

- (1) 玉川村防災会議及び玉川村災害対策本部の事務調整に関すること
- (2) 防災組織の整備及び育成指導
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (16) 関係団体が実施する災害応急対策の調整

### 第2 消防機関

#### 1 須賀川地方広域消防本部（玉川派出所）

- (1) 火災の予防に関すること
- (2) 危険物の安全及び規制に関すること
- (3) 消防機器の点検・管理及び水利の点検に関すること
- (4) 災害の警戒、防御及び鎮圧に関すること
- (5) 地域住民の避難誘導に関すること
- (6) 被災者の救助及び救援に関すること
- (7) 被害情報の収集、広報伝達に関すること
- (8) 被害調査及びり災証明に関すること
- (9) 防災訓練の指導助言に関すること
- (10) 自主防災組織の育成指導に関すること

#### 2 玉川村消防団

- (1) 火災予防の指導及び広報活動と
- (2) 水・火災防御及び地震等の災害の鎮圧・警戒
- (3) 災害時における救助活動及び避難誘導
- (4) 消防水利の確保と保全
- (5) 各種訓練の参加・実施

### 第3 県

#### 1 福島県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 自衛隊の災害派遣要請等村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

#### 2 県中地方振興局

- (1) 災害応急対策組織（地方本部）の整備及び運営
- (2) 災害関係職員（情報連絡員、先遣隊等）の派遣
- (3) 管内市町村、消防本部及びその他防災機関への情報提供及び相互の連絡調整
- (4) 管内における市町村及び防災関係機関の災害対策の把握及び応援調整
- (5) 県防災行政無線の管理統制等
- (6) 災害現地情報の収集及び集計並びに情報、記録等の整理及び保存
- (7) 災害に関する広報及び報道機関の取材対応に関する措置
- (8) 避難の指示等の伝達並びに避難経路及び運送経路等の確保
- (9) 広域陸上輸送拠点の開設及び運営並びに応急対策のための物資の受入れ、配分及び配送に係る調整
- (10) 災害時要援護者対策に係る措置
- (11) 災害時における消費者保護対策及び物価対策に係る措置
- (12) 災害時における廃棄物の処理及び清掃
- (13) ボランティア情報の収集及び提供
- (14) その他災害対策の実施、救援に関する措置

#### 3 県中保健福祉事務所

- (1) 災害救助の実施
- (2) 救護調査
- (3) 日赤その他の医療機関との連絡
- (4) 医療機関の被害状況の収集及び医療情報の提供
- (5) 救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整
- (6) 医療品の需給調整



- (7) 巡回診療計画
- (8) 医療ボランティアの受け入れ等に関する連絡調整
- (9) 被災地の飲料水の対策
- (10) 災害時における防疫及び清掃その他環境衛生
- (11) その他医療救護活動全般

#### 4 県中建設事務所

(石川土木事務所：須賀川土木以外の施設)

(須賀川土木事務所：阿武隈川の阿由里川合流点から新乙字大橋までの区間)

- (1) 水防警報の通報「玉城橋水位」(須賀川土木事務所)
- (2) 河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び復旧対策
- (3) 土木関係被害の調査及び応急対策

#### 5 県中農林事務所

- (1) 農業関係被害の調査
- (2) 災害時における農業技術対策指導と
- (3) 主要農作物の種子及び苗の確保
- (4) 農業災害対策及びその調整
- (5) 災害時における病虫害防除の指導及びその調整
- (6) 農業水利の応急対策
- (7) 治山、治水施設、林道等の被害の調査及びその応急対策
- (8) その他農林関係被害の調査及びその応急対策

#### 6 福島県道路公社

- (1) 道路の耐災整備
- (2) 災害時の応急復旧
- (3) 道路の災害復旧
- (4) 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達
- (5) 緊急輸送に対する協力

### 第4 福島県警察本部

#### 石川警察署

- (1) 災害の情報収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持
- (5) 遺体(行方不明者)の捜索及び検視
- (6) 災害防衛活動及び災害救助活動の協力

### 第5 指定地方行政機関

#### 1 東北総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の統制整理

- (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監督
- (3) 各種非常通信訓練
- (4) 非常通信協議会の指導育成

## 2 東北財務局（福島財務事務所）

- (1) 地方公共団体に対する災害融資
- (2) 金融機関等に対する緊急措置の指導
- (3) 地方公共団体からの応急措置の用に供するため申請のあった普通財産の無償貸付

## 3 東北農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導及び助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋・指導
- (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導

## 4 東北農政局福島地域センター

災害時における主要食糧の供給

## 5 関東森林管理局（福島森林管理署）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (3) 林野、林産物の汚染対策

## 6 東北地方整備局（福島河川国道事務所）

- (1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (3) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (4) 水防活動の支援
- (5) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (6) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

## 7 東京航空局（福島空港出張所）

- (1) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

## 8 仙台管区气象台（福島地方气象台）

- (1) 気象予報・警報、気象情報等の発表及び伝達
- (2) 津波予報・警報、津波情報の伝達並びに地震情報の発表及び伝達
- (3) 噴火警報等の発表及び伝達
- (4) 気象、地震等に関する統計の作成及び調査並びにその発表

## 第6 自衛隊

### 陸上自衛隊郡山駐屯地

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 村、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

## 第7 指定公共機関

### 1 日本郵便（株）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

### 2 日本赤十字社（福島県支部）

- (1) 医療、助産等救護の実施
- (2) 義援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

### 3 日本放送協会（福島放送局）

- (1) 気象（津波）予報・警報等の放送
- (2) 災害状況及び災害対策に関する放送
- (3) 放送施設の保安
- (4) 住民に対する防災知識の普及

### 4 東日本旅客鉄道（株）（水戸支社）

- (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
- (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における応急輸送対策
- (4) 被災鉄道施設の復旧

### 5 東日本電信電話（株）（福島支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災電気通信施設の復旧

### 6 日本通運（株）（福島支店）

災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

### 7 東北電力（株）（福島支店須賀川営業所）

- (1) 電力供給施設の整備及び防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

### 8 東京電力（株）

- (1) 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等

- (2) 原子力施設の防災管理等
- (3) 従業員等に対する教育、訓練
- (4) 関係機関に対する情報の提供
- (5) 放射線防護活動及び施設内の防災対策
- (6) 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力
- (7) 緊急被ばく医療活動
- (8) 村、県及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力

## 第6 指定地方公共機関

### 1 バス機関（（社）福島県バス協会、福島交通（株））

- (1) 被災地の人員輸送の確保
- (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

### 2 放送機関（福島テレビ（株）、（株）福島中央テレビ、（株）福島放送、（株）テレビユー福島、（株）ラジオ福島、（株）エフエム福島）

- (1) 気象（津波）予報、警報等の放送
- (2) 災害状況及び災害対策に関する放送
- (3) 放送施設の保安
- (4) 住民に対する防災知識の普及

### 3 新聞社（（株）福島民報社、福島民友新聞社（株））

災害状況及び災害対策に関する報道

### 4 運輸業者（（社）福島県トラック協会）

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

### 5 福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県放射線技師会

- (1) 医療助産等救護活動の実施
- (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) 防疫その他保健衛生活動の協力

### 6 （社）福島県エルピーガス協会

災害時におけるLPガスの安全対策の実施

### 7 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受け入れ
- (2) 生活福祉資金の貸付

### 8 （社）福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

## 第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

### 1 あぶくま石川農業協同組合

- (1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力

- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災組合員に対する融資の斡旋
- (5) 農畜産物の出荷制限措置等

## 2 石川地方森林組合

- (1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

## 3 玉川村商工会

- (1) 村、県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

## 4 土地改良区

- (1) 災害時の農業用水利施設の被害調査並びに応急対策
- (2) 被災施設の速やかな復旧

## 5 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

## 6 石川郡医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

## 7 社会福祉法人玉川村社会福祉協議会

- (1) 災害時要援護者の支援対策の実施
- (2) ボランティアの募集、受付、活動支援等

## 8 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

## 9 社会福祉施設等の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

## 10 玉川村上水道事業者

- (1) 村、県が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- (2) 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備

## 11 LPガス関係

- (1) 安全管理の徹底
- (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

